

2024年4月1日

## 新設分割に係る事後開示書面

(分割会社:会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

(新会社:会社法第815条第3項第2号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地

株式会社タカヨシホールディングス

代表取締役社長 黒田 智也

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地

株式会社コウセイ

代表取締役社長 黒田 智也

株式会社タカヨシホールディングス（以下「分割会社」という。）は、2023年11月13日付新設分割計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、株式会社コウセイ（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、シェアショップ事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号、第815条第3項第2号及び会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本件分割が効力を生じた日

2024年4月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 差止請求

本件分割において、分割会社に対して差止請求をした株主はおりませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第806条第3項及び第4項に基づき、株主に対して2024年1月5日付で電子公告を行いました。所定の期間内に本件分割において、分割会社に対し、株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

会社法第 808 条第 3 項及び第 4 項に基づき、株主に対して 2024 年 1 月 5 日付で電子公告を行いました。所定の期間内に本件分割において、分割会社に対し、新株予約権買取請求をした株主はおりませんでした。

(4) 債権者保護手続

本件分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定による手続は行っておりません。

3. 新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社からシェアショップ事業に関する権利義務を承継しました。新会社が承継した資産の額は 5,371 百万円(概算値)、負債の額は 5,232 百万円(概算値)となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上